

避難指示等の判断・伝達マニュアル

菰 野 町

令和5年6月改定

目 次

1	はじめに	...	1
1-1	本マニュアルの目的	...	1
1-2	本マニュアルの対象	...	1
1-3	避難行動（安全確保行動）の考え方	...	1
1-4	避難指示等の判断基準の設定	...	2
1-5	避難指示等の伝達方法	...	4
1-6	避難行動要支援者に対する情報伝達	...	5
1-7	避難所開設及び閉鎖	...	6
2	水害（河川の氾濫）	...	7
2-1	避難指示等の対象とする水害	...	7
2-2	避難指示等の発令対象地域	...	7
2-3	避難指示等の発令の判断基準	...	8
2-4	避難指示等の伝達内容	...	9
2-5	避難指示等の解除	...	10
3	土砂災害	...	11
3-1	避難指示等の対象とする土砂災害	...	11
3-2	避難指示等の発令対象地域	...	11
3-3	避難指示等の発令の判断基準	...	15
3-4	避難指示等の伝達内容	...	16
3-5	避難指示等の解除	...	16
4	資料	...	17
	○土砂災害の前兆状況の例	...	17

1 はじめに

1-1 本マニュアルの目的

菰野町では、これまでに平成 16 年 9 月や平成 20 年 9 月の集中豪雨により大きな被害を受け、特に平成 20 年 9 月の集中豪雨の際には、湯の山区、田光区、朝明ヒュッテに対して避難勧告・指示を発令し、11 世帯 50 人が避難を行った。しかし、避難勧告等を発令する具体的な基準がないことや発令すべき対象地域が明らかでなかったことから、平成 21 年 10 月に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を策定した。

その後、平成 26 年 8 月に多数の死者が出た広島市での土砂災害、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨災害、平成 28 年台風第 10 号による高齢者施設の被災等を受け、土砂災害防止法及び水防法が平成 29 年 6 月に改正され、平成 30 年 7 月豪雨等の災害を踏まえた内閣府による「避難勧告等に関するガイドライン」も改正されたため、令和元年 6 月に本マニュアルを改定した。

そして、令和元年台風 19 号等を受け、令和 3 年 5 月に災害対策基本法の一部が改正され、これまでの「避難勧告等に関するガイドライン」も名称を含めて「避難情報に関するガイドライン」に改定された。このこと受け、災害から住民の生命・身体を守るために、避難対象地域に対して適切なタイミングで避難指示等を発令することや、具体的な判断基準、対象地域の設定、伝達体制などをあらかじめ整備しておくことが重要であり、そのためには、現時点における水害や土砂災害の発生に警戒を要する地域をあらかじめ明確にするとともに、避難指示等の判断基準や住民への情報伝達方法等を整備することが必要不可欠であることから、令和 3 年 5 月に本マニュアルを改定した。

なお、本マニュアルは、今後の情報体制の整備の進捗、実際の避難行動等からの反省、最新の制度、基準等に基づき、随時見直しを行っていくものとする。

1-2 本マニュアルの対象

本マニュアルは、自然災害のうち水害、土砂災害に伴う避難を対象とする。

竜巻、雷、急な大雨は、積乱雲の急な発達により発生するため、適時的確な避難指示等の発令が困難であることから、それらへの対処方法については、その都度判断する。

1-3 避難行動（安全確保行動）の考え方

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」とする。

（1）避難行動の範囲と対象区域

従来の避難行動は、避難指示等の発令の際、公会所や集会所といった緊急避難所への避難という認識が一般的であるが、本マニュアルでは、以下に掲げる行動は全て避難行動であると位置付ける。

1）立退き避難（水平避難）

家屋、店舗等の建物で、土砂災害で建物ごと破壊されるおそれや、河岸が河川の増水で削られて建物が河川に飲み込まれる危険性が高い区域から、そういった

危険性が少ない避難所や安全な場所等へ移動すること

- ・ 緊急避難所への移動
- ・ 安全な場所への移動（親戚や友人の家、公園等）
- ・ 近隣の高い建物、コンクリート造の建物への移動

【対象区域等】

- ・ 土砂災害（特別）警戒区域内の木造建物
- ・ 河岸浸食区域
- ・ 1 m以上 3 m未満の洪水浸水想定区域内の 1 階建ての建物

2) 屋内安全確保（垂直避難）

無理に屋外に避難せず、屋内に留まって安全を確保すること

- ・ 建物内の安全な場所への待避
（2 階以上、崖から最も離れた部屋等への移動等）

【対象区域等】

- ・ 土砂災害（特別）警戒区域内のコンクリート造建物
- ・ 3 m未満の洪水浸水想定区域内の 2 階建て以上の建物
- ・ 50 cm未満の洪水浸水想定区域内の 1 階建ての建物

（2）緊急避難所と収容避難所

立退き避難の指示等を行う場合は、避難所を指定する。なお、災害に対する安全性が確保されていない施設は、指定しない。

1) 緊急避難所（指定緊急避難場所）

切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所として、あらかじめ指定した公会所等とする。

2) 収容避難所（指定避難所）

災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所として、あらかじめ指定した施設とする。

1－4 避難指示等の判断基準の設定

（1）対象とする災害

本マニュアルにおいて対象とする自然災害は、人的被害が発生するような次の災害を対象とする。

1) 水害

2) 土砂災害

なお、氾濫しても居住者や、施設等の利用者に命の危険を及ぼさないと判断した小河川等からの氾濫については、避難指示等の発令対象としない。ただし、命の危険を及ぼさないと判断した小河川等であっても、氾濫が発生し、又は発生しそうになった際に、想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合には、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。

（2）避難指示等発令の判断基準

1) 避難指示等発令の判断基準の基本的な考え方

避難指示等の発令にあつては、関係機関から提供された情報、自らの収集によ

る情報等を基に判断することとなる。

発令のタイミングについては、避難のための準備や移動に要する時間を想定し、できる限り日没後や深夜の移動とならないよう設定する。

また、緊急避難所の開設が間に合わない場合であっても、躊躇なく避難指示等を発令する。

2) 避難指示等の発令区分

避難指示等の発令区分、発令時の状況及び対象とする災害の種別ごとの住民に求める行動を下表のとおり設定する。

【警戒レベルと避難指示等の発令区分】

警戒 レベル	区分	発令時の状況	住民に求める行動	
			洪水浸水想定区域 河岸浸食想定区域	土砂災害 (特別) 警戒区域
レベル3	高齢者等 避難	【災害のおそれあり】 災害リスクのある区域等の高齢者等(※)が危険な場所から避難すべき状況	・高齢者等(※)は危険な場所から避難する。 (避難行動は「立退き避難」を基本とし、洪水等に対してはハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、自らの判断で「屋内安全確保」とすることも可。) ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難準備をしたり、自主避難する。	
レベル4	避難指示	【災害のおそれ高い】 災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況	・立退き避難をする必要のある者は立退き避難する。 ・立退き避難することがかえって危険な場合は、2階以上の安全な場所へ移動する。	・立退き避難をする必要のある者は立退き避難する。 ・避難所までの経路が確保できない場合は、危険な区域からなるべく遠くに避難する。 ・逃げられない場合は、自宅の2階又は崖から最も離れた窓の少ない部屋へ退避する。
レベル5	緊急安全 確保	【災害発生または切迫】 (状況を町が必ず把握することができるとは限らないこと等から、必ず発令される情報ではない) 居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況	・自らの判断でただちに命を守る最善の行動をとり、安全を確保をする。 ・指定避難所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急に安全を確保する。	

※高齢者等：避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者。

(3) 避難指示等の判断に関する関係機関の助言

災害対策基本法に基づき、町長は、避難指示等の判断に際し、指定行政機関や県等に助言を求めることとする。

1) 水害・土砂災害

三重県県土整備部（四日市建設事務所）【059-352-0660（代）】

2) 気象

津地方気象台【059-228-2022（観測予報窓口）】

(4) リアルタイムに入手できる情報

1) 気象情報等

- ・気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html>

気象に関する様々な情報が得られる。

- ・ポテカネット <http://www.potekanet.com/>

町内5か所の気象計による1分ごとの気象観測情報を見ることができる。

- ・三重県土砂災害情報提供システム <https://www.sabo.pref.mie.jp/>

土砂災害（特別）警戒区域の確認や、土砂災害危険度の確認ができる。

- ・川の水位情報 <https://k.river.go.jp/>

町内6か所（最終9か所を予定）に設置されている水位計の確認ができる。

- ・XRAIN <http://www.river.go.jp/x/>

国土交通省の高性能気象レーダを用いたリアルタイム雨量観測システム。

1-5 避難指示等の伝達方法

☐ 防災ラジオでの広報

C T Y - F M の放送波を利用し、避難指示等の防災情報の放送を行う。

☐ 菰野町行政情報メール

メール登録者に対し、避難指示等の防災情報を発信する。

☐ 緊急速報メール

町内に滞在する者（旅行、観光者等含む。）の携帯電話やスマートフォンに対し避難指示等の防災情報を発信する。

☐ 町ホームページ等への掲載

町ホームページ等で避難指示等の防災情報を発信する。

- ・町ホームページ <http://www2.town.komono.mie.jp/>

- ・町フェイスブック <https://www.facebook.com/komonosns>

- ・町ツイッター https://twitter.com/town_komono

☐ Lアラート（災害情報共有システム）による情報提供

三重県防災情報システムに入力することにより、報道各社への情報提供を行う。

情報は、テレビ、ラジオ、ニュースサイト等で発信される。

☐ 三重県ホームページ（防災みえ.jp : <http://www.bosaimie.jp/>）への掲載

三重県防災情報システムに入力したものが反映される。

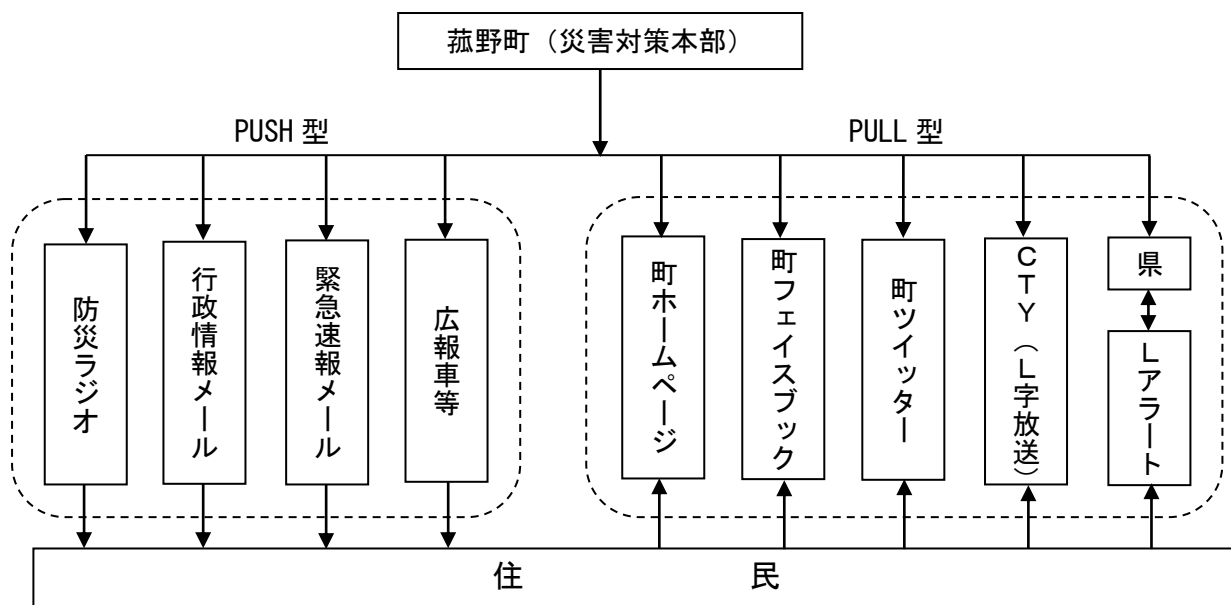
☐ 広報車両での広報

町職員、消防職員等による広報車等を活用し、広報を行う。

□ C A T Vでの広報（L字放送）

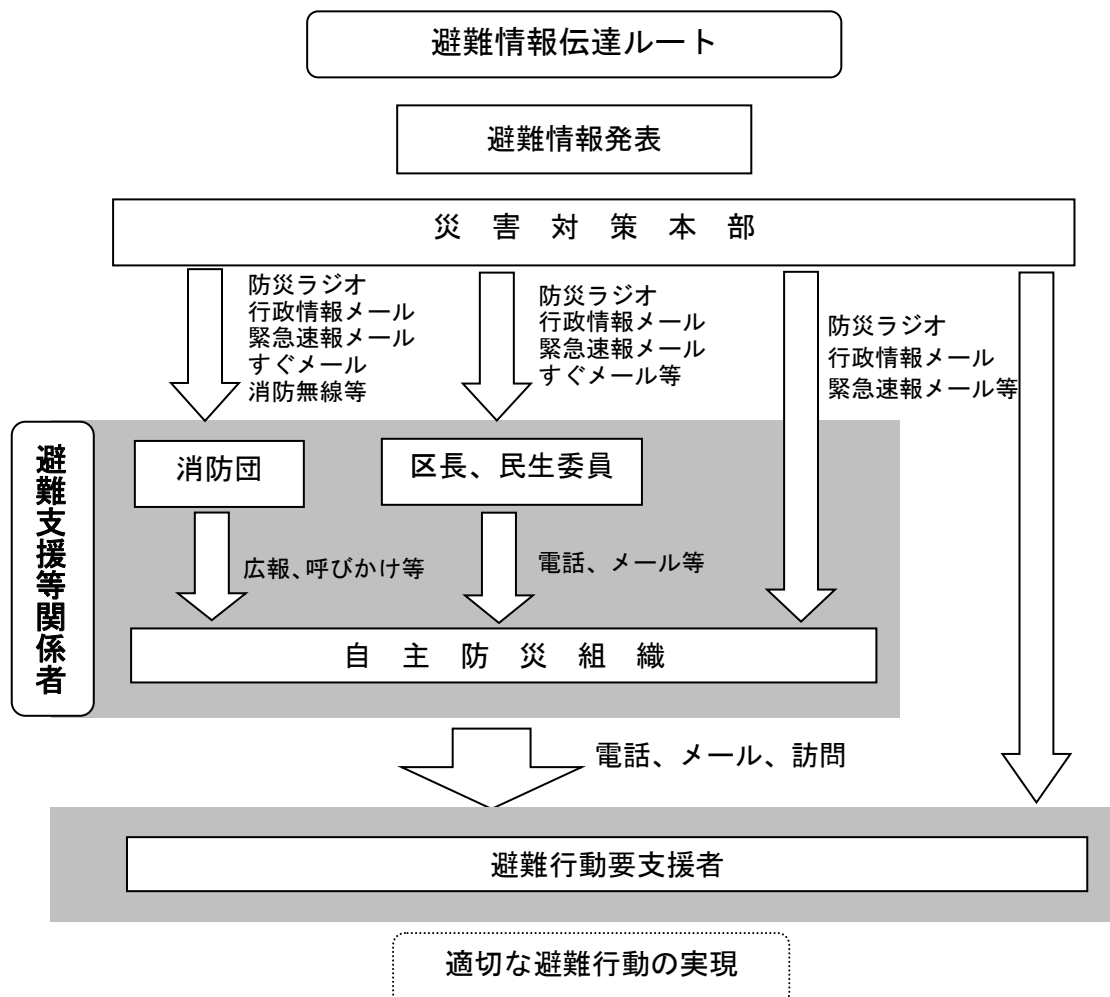
C T Y 緊急L字放送を利用し、避難指示等の防災情報を放送する。

【住民への情報伝達フロー】



1-6 避難行動要支援者に対する情報伝達

特に避難行動要支援者（※1）に対する情報伝達については、避難行動要支援者名簿を活用し、登録された対象者への情報伝達を的確に行う。



◎ 避難行動要支援者の方への伝え方については、これからも関係者等と協議、検討を行い、その方法について向上を図っていく。

※１ 避難行動要支援者：高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者

１－７ 避難所開設及び閉鎖

緊急避難所の開設は、避難指示等発令時に各区長へのメール連絡等により、依頼を行う。

なお、収容避難所及び補完施設の開設については、降雨等の状況や避難状況などから判断する。

また、避難所の閉鎖については、今後まとまった降雨が見込まれないこと、現地の状況等をふまえ、総合的に判断する。

2 水害（河川の氾濫）

2-1 避難指示等の対象とする水害

大雨による水害については、主に河川堤防の氾濫や破堤等による「外水氾濫」と、増水等により河岸が削られる「河岸浸食」の被害想定区域を避難指示等の対象とする。

なお、水路や道路側溝等から水が溢れる「内水氾濫」は、原則として避難指示等の対象外とする。

2-2 避難指示等の発令対象地域

避難指示等の発令対象地域は、下表のとおりとする。

【避難指示等対象地域】

河川	対象地域	緊急避難所	補完施設	収容避難所
田光川	田光区	田光公会堂	朝上地区コミュニティセンター	朝上小学校 八風中学校
	小島区	小島集落センター		
杉谷川	杉谷区	杉谷公会所		
	榑区	榑公会所		
	松涛園区	松涛園公会所		
	小島区	小島集落センター		
朝明川	松涛園区	松涛園公会所		
	小島区	小島集落センター		
	永井区	永井集落センター		竹永小学校
海蔵川	千草区	千草公会所 千草区区民センター	千種地区コミュニティセンター	千種小学校
	岡区	岡公民館		
	池底区	池底集落センター		
	大強原区			
	諏訪区	諏訪公会所		
	川北区	川北公会所		
	下村区	下村公会所		
竹谷川	潤田区			鵜川原小学校
	大強原区	大強原公会所		
	下村区			
	吉沢区	吉沢集落センター		
三滝川	神明区	神明区公会所 グリーンホテル	菰野地区コミュニティセンター	菰野小学校 菰野町B & G 海洋センター
	大羽根園区			
	菰野第三区	第三区民栄会館		
	福村区	福村公会所		
	神森区		千種地区コミュニティセンター	鵜川原小学校 千種小学校
	吉沢区			
	潤田区	潤田集落研修センター		

金 溪 川	宿野区	宿野公会所	菰野地区コミュニティセンター	菰野小学校 菰野中学校 菰野高等学校 菰野町B & G 海洋センター
	神森区	神森集落センター		

※ この表に定める地域以外においても、気象状況をはじめ、河川の水位や道路冠水の状況を的確に把握したうえで、避難指示等の発令を適切に行うこととする。

※ 補完施設とは、緊急避難所で受入れできない避難者及びキャンプ場宿泊者を受け入れる場合及び収容避難所の収容能力を超える被災者を受け入れる場合に開設する施設。

2-3 避難指示等の発令の判断基準

避難指示等の発令の判断基準は以下のとおりであるが、この運用に当たっては、次の事項に留意する。

警戒レベル	区分	判断基準
レベル3	高齢者等避難	・ 流域雨量指数で3時間先の予想値が基準Ⅲを超えた場合で、引き続き気象の改善が予測されない場合
レベル4	避難指示	・ 流域雨量指数で1時間先又は2時間先の予想値が基準Ⅲを超えた場合で、引き続き気象の改善が予測されない場合
レベル5	緊急安全確保	・ 流域雨量指数が実況値で基準Ⅲを超えた場合で、かつ、水位計が氾濫開始水位を超えた場合 ・ 河川の氾濫、堤防の破堤等を町職員が確認又は町民等から確度の高い通報があった場合

※流域雨量指数は、防災情報提供システム（非公開）にて確認できる数値に基づく。また、基準Ⅲとは、過去のデータから重大な災害となる可能性が高いとして設定された基準数値のこと。

※水位計は、川の水位情報（一般公開）にて確認できる数値に基づく。

- (1) 重要な情報については、情報を発表した気象台、河川管理者等と相互に情報交換する。
- (2) 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。
- (3) 川の水位、堤防の異常等を河川監視カメラや巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的に判断する。

2-4 避難指示等の伝達内容

下記の例文を参考に、事態の状況に応じた伝達内容とする。

〈高齢者等避難の伝達文〉

菰野町災害対策本部からお知らせします。

菰野町は〇時〇〇分に警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。

〇〇川の水位が上昇しており、危険な状態になりつつあります。

対象区域は、〇〇区、〇〇区の洪水浸水区域、河岸浸食区域です。

避難所は、〇〇公会所、〇〇集会所です。

〇〇川付近の洪水浸水区域、河岸浸食区域にお住まいの避難に時間のかかる方は、避難を開始してください。なお、避難経路の安全が確保できない場合は、自宅の2階など高い場所で安全を確保してください。

〈避難指示の伝達文〉

菰野町災害対策本部からお知らせします。

菰野町は〇時〇〇分に警戒レベル4「避難指示」を発令しました。

〇〇川の水位が上昇しており、〇時間後に水があふれる危険があります。

対象区域は、〇〇区、〇〇区の洪水浸水区域、河岸浸食区域です。

避難所は、〇〇公会所、〇〇集会所です。

〇〇川付近の洪水浸水区域、河岸浸食区域にお住まいの方は、すぐに避難を開始してください。なお、避難経路の安全が確保できない場合は、自宅の2階など高い場所で安全を確保してください。

〈緊急安全確保の伝達文〉

〇〇川で洪水が発生しました 警戒レベル5 緊急安全確保

菰野町災害対策本部からお知らせします。

菰野町は〇時〇〇分に警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

〇〇川で水があふれ出しています。

〇〇川付近の洪水浸水区域にお住まいの方はただちに建物の2階以上に、河岸浸食区域にお住まいの方はただちに区域外へ避難してください。

深いところで1階の天井部分まで浸水するおそれがあります。浸水している場所では、車が浮き人は流されます。絶対に近づかないでください。

2-5 避難指示等の解除

避難指示等の解除は、今後まとまった降雨が見込まれないこと、現地の状況等を踏まえ、総合的に判断する。

ただし、堤防決壊等による浸水が発生した場合は、浸水区域の安全が確保されるまでは解除は行わない。

3 土砂災害

3-1 避難指示等の対象とする土砂災害

対象とする土砂災害は、急傾斜地の崩壊、土石流とし、深層崩壊、山体の崩壊については、技術的に予知、予測が困難であることから、対象としない。

3-2 避難指示等の発令対象地域

大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等は市町単位で発表され、避難指示等は対象地域毎に発令するが、その中でも次に記す土砂災害（特別）警戒区域が避難指示等の対象となる。

（1）土砂災害防止法に基づく「土砂災害特別警戒区域」、「土砂災害警戒区域」（県指定）

土砂災害防止法に基づき三重県が実施した基礎調査の結果から、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、以下に区域の定義を示す。

1）土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

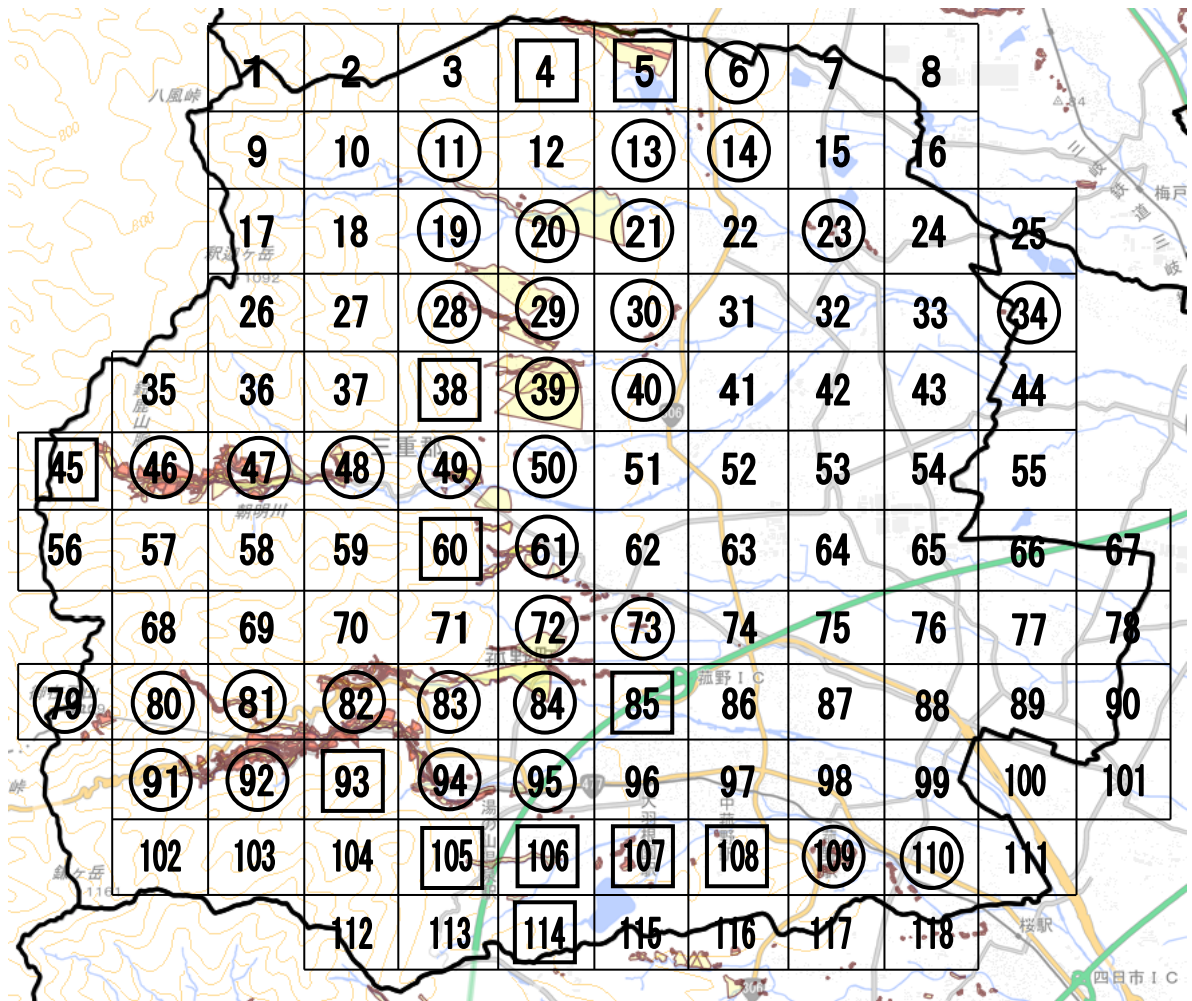
土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

2）土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害を生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

なお、上記の警戒区域は、人家や道路があつて人的被害の可能性が高い箇所を中心に調査、公表されているため、区域外であっても急傾斜地や谷水の流れる箇所では、土砂災害が発生する危険があるとして考えるものとする。

【メッシュ別災害種別、対象地域一覧表】



※ ○に数字・・・土砂災害警戒区域に人家等あり
□に数字・・・土砂災害警戒区域に人家等なし
数字のみ・・・土砂災害警戒区域対象外

番号	種別	対象地域	指定緊急避難場所 (緊急避難所)	補完施設	指定避難所 (収容避難所)
4	急傾斜地	田口区 (※)		朝上地区コミュニティセンター	朝上小学校 八風中学校
5	土石流				
6	急傾斜地				
11	急傾斜地	八風キャンプ場			
13	急傾斜地	田口区 (※)			
14	急傾斜地				
19	土石流	鈴鹿台区			

20	急傾斜地	切畑区	切畑公会所	朝上地区コミュニティセンター	朝上小学校 八風中学校
	土石流				
21	土石流	田光区	田光公会堂		
23	急傾斜地				
28	急傾斜地	鈴鹿台区			
29	土石流				
30	急傾斜地	杉谷区	杉谷公会所		
34	急傾斜地	永井区	永井集落センター		
38	土石流	杉谷区	杉谷公会所		
39	急傾斜地	杉谷区 根の平区	杉谷公会所 根の平公会所		
	土石流				
40	急傾斜地	杉谷区	杉谷公会所		
45	急傾斜地	朝明キャンプ場		千種地区コミュニティセンター	千種小学校
46	急傾斜地				
	土石流				
47	急傾斜地				
	土石流				
48	土石流	千草区	千草公会所 千草区区民センター		
49	急傾斜地	尾高キャンプ場 グリーンランドあさけ		朝上地区コミュニティセンター 千種地区コミュニティセンター	朝上小学校 八風中学校 千種小学校
	土石流				
50	急傾斜地	三重県民の森	千草公会所 千草区区民センター		
	土石流				
60	土石流	千草区		千種地区コミュニティセンター	千種小学校
61	急傾斜地				
	土石流	千草区 三重C・C	千草公会所 千草区区民センター		
72	急傾斜地				
	土石流				
73	急傾斜地	千草区 音羽区	千草公会所 千草区区民センター 音羽公会所		

79	急傾斜地	御在所ロープウェイ		菰野地区コミュニティセンター	菰野町B & G 海洋センター		
80	土石流	湯の山区					
81	急傾斜地	湯の山区 神明区 千草区	神明区公会所 グリーンホテル 千草公会所 千草区区民センター	菰野地区コミュニティセンター 千種地区コミュニティセンター	菰野町B & G 海洋センター 千種小学校		
	土石流						
82	急傾斜地	神明区 江野区	神明区公会所 グリーンホテル 江野区公会所				
	土石流						
83	急傾斜地	江野区	江野区公会所	千種地区コミュニティセンター	千種小学校		
	土石流						
84	急傾斜地	音羽区 江野区 三重C・C	音羽区公会所 江野区公会所				
	土石流						
85	急傾斜地	音羽区	音羽区公会所				
91	急傾斜地	湯の山区		菰野地区コミュニティセンター	菰野町B & G 海洋センター		
	土石流						
92	急傾斜地						
	土石流						
93	急傾斜地						
	土石流						
94	急傾斜地	神明区	神明区公会所 グリーンホテル	菰野地区コミュニティセンター	菰野町B & G 海洋センター		
	土石流						
95	急傾斜地	菰野第一区	菰野第一区第一公会所			菰野地区コミュニティセンター	菰野町B & G 海洋センター
105	土石流						
106	土石流						
107	急傾斜地						
108	急傾斜地						
109	急傾斜地	菰野第三区	第三区民栄会館	菰野地区コミュニティセンター	菰野町B & G 海洋センター		
110	急傾斜地	宿野区	宿野公会所			菰野小学校 菰野中学校 菰野高等学校	
	急傾斜地						
114	土石流	菰野第一区					

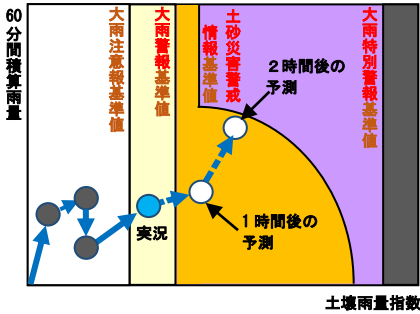
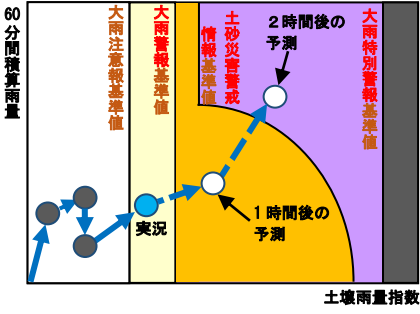
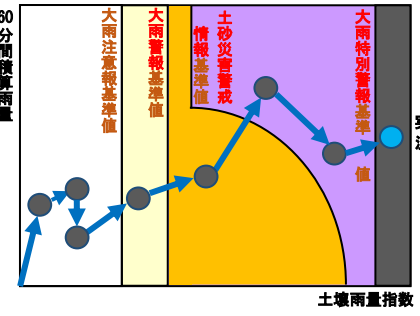
※ 田口公会所は、土砂災害特別警戒区域に該当するため、補完施設である朝上地区コミュニティセンターを緊急避難場所とする。

3-3 避難指示等の発令の判断基準

避難指示等の発令の判断基準は以下のとおりであるが、この運用に当たっては、次の事項に留意することとする。

- (1) 避難指示等の発令地域については、地域の実情等に応じてあらかじめ分割して設定し、土砂災害に関するメッシュ情報において危険度が高まっている土砂災害警戒区域等に避難指示等を発令することを基本とする。
- (2) 夜間において避難指示等を発令する可能性がある場合は、夕方等の明るい時間帯に発令することを検討する。具体的には、夕刻時点において、大雨警報（土砂災害）が夜間にかけて継続又は発表される可能性が高い場合等とする。

【避難指示等の発令判断基準】

警戒レベル	区分	判断基準
レベル 3	高齢者等避難  60分間積算雨量 大雨注意報基準値 大雨警報基準値 土砂災害警戒情報基準値 大雨特別警報基準値 2時間後の予測 1時間後の予測 実況 土壌雨量指数	1) 大雨注意報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で1時間後又は2時間後の予想で大雨警報基準値を超過し、降雨が継続する見込みである場合 2) 強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近、通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
レベル 4	避難指示  60分間積算雨量 大雨注意報基準値 大雨警報基準値 土砂災害警戒情報基準値 大雨特別警報基準値 2時間後の予測 1時間後の予測 実況 土壌雨量指数	1) 土砂災害警戒情報が発表された場合 2) 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で1時間後又は2時間後の予想で土砂災害警戒情報基準値を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 3) 避難指示の発令が必要となるような前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4) 土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
レベル 5	緊急安全確保  60分間積算雨量 大雨注意報基準値 大雨警報基準値 土砂災害警戒情報基準値 大雨特別警報基準値 2時間後の予測 1時間後の予測 実況 土壌雨量指数	1) 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 2) 土砂災害に関するメッシュ情報の現況が大雨特別警報基準を超えた場合 3) 土砂災害の発生を町職員が確認又は町民等から確度の高い通報があった場合

3-4 避難指示等の伝達内容

下記の例文を参考に、事態の状況に応じた伝達内容とする。

〈高齢者等避難の伝達文〉

菰野町災害対策本部からお知らせします。
菰野町は〇時〇〇分に警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
長時間の降雨により、土砂災害が発生するおそれがあります。
対象区域は、〇〇区、〇〇区の土砂災害（特別）警戒区域です。
対象区域にお住まいの方、高齢者等避難に時間のかかる方は避難を開始してください。
避難所は、〇〇公会所、〇〇集会所です。
そのほかの方も、今後の気象状況などに注意してください。

〈避難指示の伝達文〉

菰野町災害対策本部からお知らせします。
菰野町は〇時〇〇分に警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
長時間の降雨により、土砂災害が発生する危険性が高くなっています。
対象区域は、〇〇区、〇〇区の土砂災害（特別）警戒区域です。
対象区域にお住まいの方は、すぐに避難を開始してください。
避難所は、〇〇公会所、〇〇集会所です。
なお、避難所までの避難経路の安全が確保できない場合は、危険な区域からなるべく離れた場所へ避難してください。

〈緊急安全確保の伝達文〉

〇〇区で土砂災害が発生しました 警戒レベル5 緊急安全確保
菰野町災害対策本部からお知らせします。
菰野町は〇時〇〇分に警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
〇〇区で土砂災害が発生しています。
〇〇区、〇〇区の土砂災害（特別）警戒区域にお住まいの方はただちに警戒区域外に避難してください。土砂災害が発生すると木造の建物は破壊されます。逃げられない方は崖から最も離れた部屋に移動してください。警戒区域外の方も崖や谷には絶対に近づかないでください。

3-5 避難指示等の解除

避難指示等の解除は、今後まとまった降雨が見込まれないこと、現地の状況等を踏まえ、総合的に判断する。

ただし、土砂災害が発生した場合は、発生区域周辺も含め安全が確保されるまでは解除は行わない。

4 資料

○土砂災害の前兆現象の例

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視覚	山斜面がけ	・ 溪流付近の斜面が崩れだす ・ 落石が生じる	・ がけに割れ目がみえる ・ がけから小石がパラパラと落ちる ・ 斜面がはらみだす	・ 地面にひび割れができる ・ 地面の一部が落ち込んだり盛り上がったたりする
	水	・ 川の水が異常に濁る ・ 雨が降り続けているのに川の水位が下がる ・ 土砂の流出	・ 表面流が生じる ・ がけから水が噴出する ・ 湧水が濁りだす	・ 沢や井戸の水が濁る ・ 斜面から水が噴き出す ・ 池や沼の水かさが急減する
	樹木	・ 濁水に流木が混じりだす	・ 樹木が傾く	・ 樹木が傾く
	その他	・ 溪流内の火花		・ 家や擁壁に亀裂が入る ・ 擁壁や電柱が傾く
聴覚		・ 地鳴りがする ・ 山鳴りがする ・ 転石のぶつかり合う音	・ 樹木の根が切れる音がする ・ 樹木の揺れる音がする ・ 地鳴りがする	・ 樹木の根が切れる音がする
嗅覚		・ 腐った土の臭いがする		

(注) 上記のほか地響きや地震のような揺れ等を感じることもあるが、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない。

前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、又は発生する直前であるため、ただちに避難行動をとるべきである。

※ 表及び注釈については、内閣府「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）からの転載